

11/18 福井

## 政府が検討する防衛装備移転三原則や運用指針の見直し

平和国家としての姿勢を堅持  
外交・防衛上の重要な政策ツール  
防衛産業基盤の維持・強化に資する

殺傷能力がある武器	殺傷能力のない装備
事実上、国際共同開発・生産に限定	救難、輸送、警戒、監視、掃海

相手国の抑止力が強化され、日本の安保環境の改善に貢献する場合  
国際法違反の侵略を受けている国  
武力による威嚇などを受けている国

地雷処理、教育訓練

政府は防衛装備品の輸出ルールを定めた「防衛装備移転三原則」を見直し、殺傷能力を持つ武器を輸出す検討に入った。提供により相手国の抑止力が強化され、日本の安全保障環境の改善に貢献する場合を条件とする案が浮上。ロシアのウクライナ侵攻を踏まえ、侵略や武力による威嚇などを受けている国を対象にする」とも検討する。自衛隊

## 自衛隊法の改正視野

# 武器輸出 政府が検討

が保有する武器・弾薬の提供に向け自衛隊法の改正も視野に入る。政府筋が17日、明らかにした。

移転三原則の前文を変更し、武器輸出などは「外交・防衛上の重要な政策ツール」と明記する方向。日本の防衛

平和国家の理念が形骸化しかねないと疑問の声が出ることも予想される。今後との党闘協議が政府方針に影響を与える可能性がある。

効果もあるとして、12月に改定する「国家安全保障戦略」など安保関連3文書に方向性を盛り込む。防衛省筋によると、現行の運用指針では、事実上、国際共同開発は、事実上、国際共同開発されているが、米国とのミサイル開発での部品提供などとしまってことづつ。武器輸出などについて「日本に望ましい安保環境をつくるため」と明示。「平和国家としての姿勢を堅持」「防衛産業基盤の維持・強化に資する」との表現を盛り込む方向だ。

日本はウクライナから対戦車ミサイル提供を求められたが、断った経緯がある。それでも提供拡大を検討。現行指針では救難、輸送、警戒、監視、掃海の計5分野で可能だが、地雷処理や教育訓練を新たに加える考えだ。三原則の前文では、武器輸出などについて「日本に望ましい安保環境をつくるため」と明示。「平和国家としての姿勢を堅持」「防衛産業基盤の維持・強化に資する」との表現を盛り込む方向だ。